

標 題：

1974年海上人命安全条約

改正第Ⅱ－2章、第18.7規則

NK テクニカル インフォメーション

No. 112

平成5年2月5日

船主、造船所 各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先のテクニカル・インフォメーション(No. 108、平成4年10月28日付)でペイントロッカー及び可燃性液体収納庫の消火設備についての各国政府の取扱いをお知らせいたしましたが、この度、先の通知に追加して下記の政府の取扱いが確認されましたのでお知らせ致します。

1. ホンジュラス籍船：現存船に対する取扱い。
2. クウェート籍船：新船及び現存船に対する取扱い。
3. マレーシア籍船：新船及び現存船に対する取扱い。但し、東マレーシア政府の取扱いは未定です。
4. フィリピン籍船：新船に対する取扱い。先の通知で、現存船の取扱いは通知済みです。
5. インドネシア籍船：新船及び現存船に対する取扱い。

上記各国政府の具体的な要求は、添付別紙を参照下さい。

以上

添付：各国政府の取扱い（その2） 追加 - 1

国 名	新 船	現存船
ホンジュラス	未定	可搬式消火器 9 リッター泡消火器、4.6 kg CO ₂ 消火器各 1 個
ク ウ エート	1. 甲板床面積 4 m² 未満： 合計 2 個の CO₂ あるいは 粉末の可搬式消火器（但し、 区画の外部入口付近に設置） 2. 甲板床面積 4 m² 以上： 固定式（注 3） 3. 甲板床面積 15 m² 未満 上記 2 の固定式に代えて、 適当な容量の移動式消火器 （CO₂ または粉末式）を備え ることが出来る。但し、噴射 口を適当な位置に固定する。	新船の要求と同じ
マレーシア (東マレーシア 籍船は除く)	1. タンカー： 固定式（注 3） 2. タンカー以外の船舶： a. 甲板床面積 10 m² 以上 固定式（注 3） b. 甲板床面積 10 m² 未満 2 個の可搬式消火器（6.8 kg CO₂ または 4.5 kg 粉末）を 外側入口付近に設置	1. タンカー： 固定式（注 3） 猶予期間：次回 D S 時迄 2. タンカー以外の船舶 新船の要求と同じ 猶予期間は無し
フィリピン	1. 甲板床面積 20 m² 以下の場合 は 1 個の可搬式消火器 （6.8 kg CO₂ あるいは 4.5 kg 粉末）（注 5） 2. 甲板床面積 20 m² を超える場合 又は総トン数 2 万トンの引 引火性貨物を運搬する船舶 （油タンカー、ケミカルタン カー、ガスキャリアー等）は 固定式（注 3） 猶予期間（注 6）	新船の要求と同じ
インドネシア	可搬式消火器	可搬式消火器

（注 3）、（注 5）、（注 6）：前回の取扱い（その 2）を参照